

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00029 沿革 (略) <u>平成24年3月16日 一部改正</u></p> <p>第1章 総則 (この約款の内容)</p> <p>第1条 この約款は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づく輸出代金保険のうち、輸出者が中小企業者（中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。）<u>又は資本の額若しくは出資の総額が10億円未満の会社（中小企業者を除く。）</u>である輸出契約に係るものの保険約款とする。</p> <p>第2章 ～ 第7章 (略)</p> <p>第8章 雑則</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(保険の目的又は保険金請求権の譲渡)</p> <p>第30条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権を譲渡しようとするときは、譲受予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を得なければならない。<u>ただし、日本貿易保険が特に認める場合はこの限りでない。</u></p> <p>2 日本貿易保険は、前項の承認に当たっては、条件を付けることができる。</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(質権又は譲渡担保の設定)</p> <p>第32条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険</p>	<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00029 沿革 (略)</p> <p>第1章 総則 (この約款の内容)</p> <p>第1条 この約款は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づく輸出代金保険のうち、輸出者が中小企業者（中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。）である輸出契約に係るものの保険約款とする。</p> <p>第2章 ～ 第7章 (略)</p> <p>第8章 雑則</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(保険の目的又は保険金請求権の譲渡)</p> <p>第30条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権を譲渡しようとするときは、譲受予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を得なければならない。</p> <p>2 日本貿易保険は、前項の承認に当たっては、条件を付けることができる。</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(質権又は譲渡担保の設定)</p> <p>第32条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険</p>	

<p>の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を得なければならない。<u>ただし、日本貿易保険が特に認める場合はこの限りでない。</u></p> <p>2 日本貿易保険は、前項の承認に当たっては、条件を付けることができる。</p> <p>第33条 ～ 第34条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>	<p>の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承認を得なければならない。</p> <p>2 日本貿易保険は、前項の承認に当たっては、条件を付けることができる。</p> <p>第33条 ～ 第34条 (略)</p>	
--	---	--